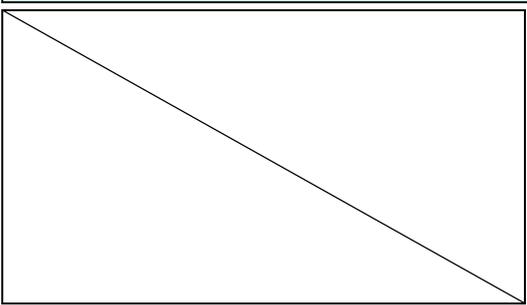


死亡届を出された方へ（各種手続き一覧）

令和5年11月改訂

お持ちいただくもの	手続きのしかた
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードをお持ちで返納希望の方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを返納していただきます。
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をされていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証 No. _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録は自動的に抹消されますので、印鑑登録証を返還願います。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 振込先の預金通帳（喪主名義） ・ 会葬礼状等 ・ 来庁される方の本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の場合は、世帯主の方が亡くなられた場合は加入している世帯員の保険証の差し替えが必要です。 ・ 被保険者証を返還していただきます。 ・ 葬儀を行った方に葬祭費が支給されます。
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金手帳 ・ 印鑑(認印) ・ マイナンバーカード等のマイナンバーを確認できるもの(請求者様のもの) ・ 預金通帳(請求者様名義のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届のみで手続きが済む方と、死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求が必要になる方がいます。 ・ 厚生年金等ほかの年金の加入期間がある方は、年金事務所での手続きになります。
<input type="checkbox"/> 国民年金を受給されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金証書(死亡者のもの) ・ 印鑑(認印) ・ 振込先の預金通帳(____様名義) ・ マイナンバーカード等のマイナンバーを確認できるもの(請求者様のもの) 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 共済年金 () </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届及び未支給年金請求が必要になります。 ・ 共済年金を受給されていた方は各共済組合へお問合せ下さい。 ・ 厚生年金等も併せて受給されていた方は、年金事務所での手続きになりますので詳しくは下記へお問合せください。 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 古川年金事務所 ☎0229-23-1200
<input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者証をお持ちの方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証を返還していただきます。
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳をお持ちの方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳を返還していただきます。
<input type="checkbox"/> 水道使用者の名義人の方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご家族様の名義へ変更をしていただきます。 (口座振替の場合は、口座名義もご確認ください。)
<input type="checkbox"/> 農業者年金を受給及び加入されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ お問合せください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栗原市内のJA新みやぎ各支店で手続きしていただきます。
農業委員会事務局（☎42-1239）又は、各総合支所産業建設係、市内のJA新みやぎ各支店	
<input type="checkbox"/> 土地・家屋を所有されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ お問合せください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記の手続きが必要となります。
仙台法務局古川支局（☎0229-22-0510 登記相談は予約制です。） ※相続登記を資格者代理人に依頼する場合は、下記へお問合せください。 無料電話相談 月～金（祝日除く）午後1時から午後8時まで 相談専用電話 ☎022-221-6870 フリーダイヤル ☎0120-216-870	
<input type="checkbox"/> 農地を所有されていた方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ お問合せください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「農地の相続時の届出」が必要となります。
詳しくは各総合支所産業建設係又は栗原市農業委員会（☎42-1239）へお問合せください。	

裏面もご確認ください

お持ちいただくもの	手続きのしかた
□ 軽自動車をお持ちの方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃車の場合は標識（ナンバープレート） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名義変更または廃車の手続きが必要です。 ・ 原動機付自転車（125 cc以下）、小型特殊自動車は各総合支所市民サービス課または税務課で手続きをしてください。 ・ 二輪（126 cc以上）、軽自動車（乗用・貨物）は下記へお問合せください。 二輪…東北運輸局宮城運輸支局（仙台市） ☎022-235-2517 軽自動車…軽自動車検査協会（仙台市） ☎050-3816-1830 栗原地区自動車協会（築館） ☎0228-22-2488 若柳地区自動車協会（若柳） ☎0228-32-5411
□ 市税を納付されていた方（市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者が亡くなった場合は、納税通知書及び還付通知書等の送付先を設定するため、相続人代表者指定届の提出が必要です。 ・ 死亡者ご名義の口座から振替していた場合、口座振替の解除手続きが必要です。各総合支所市民サービス課または税務課備付けの申出書にて手続きをしてください。 金融機関や手続きの時期によっては、死亡者ご名義の口座から振替される場合もありますのでご注意ください。

場合によっては上記以外の手続きが必要となる場合がありますので、お住まいの地区の総合支所市民サービス課へお問い合わせください。

築館総合支所：0228-22-1111	若柳総合支所：0228-32-2121
栗駒総合支所：0228-45-2111	高清水総合支所：0228-58-2111
一迫総合支所：0228-52-2111	瀬峰総合支所：0228-38-2111
鶯沢総合支所：0228-55-2111	金成総合支所：0228-42-1111
志波姫総合支所：0228-25-3111	花山総合支所：0228-56-2111